

(仮称) 船橋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（案）の骨子

1. 条例制定の背景

令和8年7月に本市が児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」となることに伴い、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の指定事務が千葉県から船橋市に移譲される予定です。

移譲に伴い、上記施設に係る基準を定める必要があることから、「（仮称）船橋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を制定するものです。

<施設の内容>

施設名	内容
福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う。
医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定発達支援医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行う。

2. 国の基準

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

3. 条例（案）について

本条例で定める基準については、国の基準に従わなければならない部分（従うべき基準）と、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる部分（参酌すべき基準）があり、基本的には国の基準に準拠しますが、下記について独自基準を制定する予定です。

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の非常災害対策に係る基準（参酌すべき基準）の非常災害対策計画の周知範囲について、国の基準では従業者のみとなっているが、従業者並びに入所する障害児及びその家族等まで拡大する。

<理由>

障害児を対象とした施設である児童発達支援センター等の指定基準について、平成31年4月に中核市に指定事務が移譲された際に制定した「船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」において、上記の独自基準をすでに定めていることから、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設についても同様の独自基準を定めるものです。

4. スケジュール（予定）

- ・令和7年12月 条例（案）の骨子に対する意見募集の実施
- ・令和8年 2月 令和8年第1回定例会へ条例案の提出
- ・令和8年 3月 条例公布
- ・令和8年 7月 条例施行